

# 事業やお店を始められる方へ



**事前に各消防署へ相談してください!!!!**



- 建物の増改築、改修をするとき
- 建物の用途を変更するとき
- テナントを入れ替えるとき
- 店舗等を開業するとき... など

事前の届出や新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります。

## <必要な届出書類の具体例>

届出書	届出義務者	届出書の概要
防火対象物使用開始（変更）届出書	経営者	建物又はテナントを使用（変更）する前に、当該部分の詳細を消防署長に届出する書類です。
工事整備対象設備等着工届出書	消防設備士	自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の工事を要する設備の工事前に消防署長に届出する書類です。
消防用設備等設置届出書	関係者	消防用設備等の設置が完了後に消防署長に届出する書類です。当該書類に基づき完成検査を行います。
火を使用する設備等の設置届出書	経営者	変電設備、ボイラー等、火を使用する設備の設置工事を行う前に消防署長に届出する書類です。
防火（防災）管理者選任（解任）届出書	経営者等	火災予防のリーダーとなる防火（防災）管理者を選任した旨を消防署長に届出する書類です。
消防計画作成（変更）届出書	経営者等	火災予防対策、火災発生時の被害軽減対策等に関する計画を消防署長に届出する書類です。

※ 1 上記の届出書は尼崎市公式ホームページ（市報 ID 検索 1008657）からダウンロードできます。

※ 2 工事内容等により、上記以外の届出が必要になる場合もあります。詳細は管轄する消防署予防担当へ相談してください。

※ 3 上記のほか、建築基準法等の法令に基づく手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。



事前相談は、事業所やお店等のある管轄区域の消防署予防担当へ

### 【お問い合わせ先】

消防局予防課	06-6481-3964		
中消防署	06-6401-0119	東消防署	06-6494-0119
西消防署	06-6411-0119	北消防署	06-6421-0119
武庫分署	06-6431-0119	園田分署	06-6492-0119

※ 相談される場合は、事前にお電話いただきますようお願いします。

※ 管轄区域が不明な場合は、消防局予防課までお問い合わせください。



# 消防署への届出の流れ



事業所やお店を開業する際には、消防法や尼崎市火災予防条例に基づき、各種届出が必要になります。

(届出書類は、事業内容や工事内容等によって異なります。)

次のフロー図を参考に、計画時に消防署予防担当へ事前に相談に行ってください。

## ① 事前相談

- 平面図等の建物概要が分かる資料を持参してください。
- 必要となる消防用設備等や営業開始までの手続き等を確認してください。

## ② 各種届出

- 事前相談で指導を受けた各種届出書を提出してください。
  - ・ 防火対象物使用開始（変更）届出書
  - ・ 工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等工事計画届出書
  - ・ 火を使用する設備等の設置届出書…など
- 消防用設備等の工事は、一部を除き消防設備士の資格を有した者が行う必要があります。
- 届出書の内容によって訂正していただくこともありますので、お早めに提出をお願いします。

## ③ 工事完了

- 工事完了に伴い、消防用設備等設置届出書を提出してください。提出後、消防職員が検査を行いますので、現地確認の日程調整を行ってください。

## ④ 消防検査

- 消防職員による検査を受け、消防法令や尼崎市火災予防条例に適合しているかの確認を受けてください。
- 消防検査で指摘を受けた事項は、営業開始までに是正してください（是正内容により再検査を行うことがあります）。

## ⑤ 防火管理者選任

- 防火管理者の選任が義務付けられている事業所等の場合は、消防署へ選任の届出を行ってください。
  - ・ 防火（防災）管理者選任（解任）届出書
- 選任された防火管理者は、消防計画を作成し消防署へ届出を行ってください。
  - ・ 消防計画作成（変更）届出書

## ⑥ 営業開始

- 営業が開始されれば、消防用設備等の点検報告を行う等適正に防火管理を実施してください。
- 営業後も、定期的に消防職員が立入検査を行うことがあります。

あくまで一例ですので、事業所、お店等を管轄する消防署予防担当にご相談ください。